

別表 2

＜特別休暇の種類と期間＞

号	特別休暇を受ける特別の事情	特別休暇を受ける事ができる期間
16	職員の育児の時間 (男性職員にあっては、当該職員以外の親がその子を養育できない場合に限る)	労働基準法第67条第1項に規定する時間(生後満1年に達しない生児を育てる職員に1日2回各々少なくとも30分。1日1回1時間も可。)
17	女性職員の生理休暇	2日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間
18	妊娠中の女性職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	その都度必要と認める時間
19	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関(自動車を運転して通勤する場合にあっては、当該通勤の経路)の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間の範囲内でそれぞれその都度必要と認める時間
20	配偶者の出産の場合	2日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
21	妊娠障害の場合	連続する7日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間
22	子の看護のための休暇	一の年において5日の範囲内の期間
23	結婚の場合	連続する7日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
24	忌引の場合 親族に応じて右表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内でその都度必要と認める期間	(1) 配偶者 10日 (2) 血族 父母 7日 子 5日 祖父母 3日 孫 1日 兄弟姉妹 3日 おじ又はおば 1日 (3) 姻族 一親等の直系尊属 3日 (生計を一にしていた場合) 7日 同 卑属 1日 (生計を一にしていた場合) 5日 二親等の直系尊属・傍系者 1日 (生計を一にしていた場合) 3日 三親等の傍系尊属 1日
25	父母又は配偶者の祭日	慣習上最小限必要と認める期間
26	夏期の休暇	週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する4日